

弘前市工事等暴力団排除措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、弘前市が発注する工事等の契約の適正な履行を確保するため、工事等から暴力団及び暴力団関係者を排除する措置について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 工事等

弘前市指名競争入札参加者等選定規程（平成18年弘前市訓令第19号。以下「選定規程」という。）第1条の工事等をいう。

(2) 有資格者

選定規程第4条第2項の有資格者をいう。

(3) 有資格者の役員等

有資格者が法人の場合は役員（非常勤役員を含む。）並びに支配人及び支店又は営業所の代表者、個人の場合は支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。

(4) 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(5) 暴力団関係者

暴力団の構成員又は暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりをもつ者をいう。

(指名停止及び警察との連携)

第3条 市長は、有資格者が弘前市建設業者等指名停止要領（以下「指名停止要領」という。）別表第2に掲げる暴力団関係者に係る措置要件のいずれかに該当すると疑義が生じたときは警察との密接な連携のもとに措置要件のいずれかに該当することを確認後、指名停止要領の定めるところにより、当該有資格者について指名停止を行うものとする。

(工事等妨害の際の措置)

第4条 市長は、工事等を受注した業者が、当該工事等に関し暴力団関係者により妨害を受けた旨の申し出があったときは、警察への被害届の提出を指導するとともに、当該業者に対し工程の調整、工期の延長等の必要な措置を講じるものとする。

(関係機関への協力要請)

第5条 市長は、この要綱に基づく措置を実効あるものにするため、関係機関の積極的な協力を要請するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、工事等から暴力団関係者の排除に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月22日から施行する。